

令和 8 年度新潟県洋上風力発電事業に係る基礎調査業務委託 仕様書

1 件名

令和 8 年度新潟県洋上風力発電事業に係る基礎調査業務委託

2 目的

本県では、平成 28 年度に洋上風力発電の可能性が考えられる海域とその賦存量を算定するため新潟県沖洋上風力発電ポテンシャル調査を実施し、平成 30 年度には風力発電関連産業への県内企業の参入可能性を検討する新潟県風力発電関連産業参入研究会を設置し、検討を行ってきた。

その後、令和元年度から 2 年度にかけて新潟県洋上風力発電導入研究会及び候補海域における地域部会において、課題等の検討を行い、その成果として令和 4 年 9 月に村上市及び胎内市沖が再エネ海域利用法に基づく促進区域に指定され、令和 5 年 12 月には事業者が選定された。

本業務は、村上市及び胎内市沖において洋上風力発電事業を活用した地域の活性化及び持続可能な漁業体制を構築していくための取組を進めるとともに、村上市及び胎内市沖以外の県内海域における浮体式洋上風力発電事業導入の課題及び対応案を検討するものである。

3 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 19 日（金）まで

4 業務内容

(1) 村上市及び胎内市沖における振興策の検討促進支援

村上市及び胎内市沖における利害関係者（村上市・胎内市の職員及び海面・内水面漁業協同組合の職員を想定している。以下「2 市及び漁協」という。）が、発電事業者からの出捐金を用いて、「新潟県村上市及び胎内市沖協議会における協議会意見とりまとめ（令和 4 年 6 月 20 日）」（以下、「協議会意見とりまとめ」という。）の「4. 洋上風力発電事業を通じた村上市及び胎内市の将来像」に記載した地域振興策及び漁業振興策を実施していくに当たり、事業内容の検討を支援するため、以下の業務を実施すること。

① 勉強会の開催

2 市及び漁協の目指すべき地域像や、そのために必要な事業を検討する場を設置し、「協議会意見とりまとめ」の趣旨や、先進地の状況等の説明を行った上で、2 市及び漁協の意見を適切に引き出し、論点の整理及び共有を図りながら、2 市及び漁協の事業内容の検討を支援すること。

勉強会は、原則対面で 3 回程度開催すること。なお、必要に応じて 2 市及び漁協に対して個別のヒアリングを行い、最終的には②に記載の目標・理念等を取りまとめること。

具体的な勉強会の内容や開催方法等については、受託者から提案すること。

② 目標・理念等のとりまとめ

対外的に公表できる形で①の結果をとりまとめること。

なお、とりまとめた内容は、今年度の新潟県村上市及び胎内市沖における協議会において資料を提出するため、10月末までにとりまとめることを想定しているが、具体的な内容やとりまとめ時期は県と協議の上で決定すること。

(2) 浮体式洋上風力発電事業導入に係る調査

本業務では、新潟県沖洋上風力発電ポテンシャル調査において浮体式洋上風力発電事業のポテンシャルがあると整理された県内海域における以下の①から④の課題等について、詳細な状況を整理した基礎資料を作成するとともに、これらの課題解決に向けた具体的な対応案を提案すること。

なお、調査内容や調査方法は受託者が提案することとするが、具体的な調査に当たっては、県と協議した上で、既存の文献等からの情報収集に加え、関係者に対するヒアリング等を行うことを想定している。

また、実際に調査を行うエリアについても、受託者と県で協議して決定すること。

- ① 想定される利害関係者（特に漁業者等）の把握及び調整方法
- ② 環境・景観・技術的制約への対応
- ③ 本土への長距離送電への対応
- ④ その他、事業実施に係る課題等（①から③以外のもので、必要に応じて受託者から提案すること）

<参考>

浮体式洋上風力事業実施における課題（R7新潟県調査結果より）

- ①想定される利害関係者（特に漁業者等）の把握及び調整方法
 - ・想定される利害関係者の整理が必要
 - ・特に風況が良い沖合海域は、大臣許可漁業等の不特定多数の漁業者が操業するエリアとなるため、沖合の漁業実態の可視化や、国（水産庁等）を交えた広域的な調整の枠組みの構築が必要
- ②環境・景観・技術的制約への対応
 - ・佐渡金山の景観配慮、トキ等の希少鳥類の飛来ルート影響が懸念
 - ・日本海側特有の冬季雷への対応が必要
- ③本土への長距離送電への対応
 - ・本土への長距離海底ケーブル敷設が必須
 - ・単独事業者のコスト負担能力を超え、事業化の障壁となるため支援が必要

(3) その他

上記以外に、事業の趣旨に沿った、独自の調査項目等を提案すること。

5 成果物

- | | |
|------------------------------------|----|
| (1) 令和8年度基礎調査業務報告書（4(1)、(2)を分けること） | 5部 |
| (2) 上記(1)の各電子データ | 1部 |

6 守秘義務

受託者は、県が指示又は承認した場合を除き、業務上知り得た情報を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

7 著作権

成果物、その他これに類するものの著作権は、県に帰属するものとし、受託者は著作権者人格権を行使しないものとする。

8 その他

- (1) 本仕様に定めのない事項については、県と受託者が協議した上で決定する。
- (2) 県は必要に応じて、業務の実施状況について随時実地に調査し、受託者に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。